

「くまもとDXグランドデザイン」ビジョン実現の方向性に資する
実証事業委託業務に係る公募型企画コンペ実施要領

1 業務名称

「くまもとDXグランドデザイン」ビジョン実現の方向性に資する実証事業委託業務

2 趣旨

本県では令和4年（2022年）2月にDXくまもと創生会議において県全体のDX推進の羅針盤となる「くまもとDXグランドデザイン」が策定された。今年度から産学官金の幅広い参画によるコンソーシアムを設立し、県全体としてのDXを早急に推し進める必要があるが、現時点では多くの県内事業者がDX推進に着手できていない状況にあり、早急に参考となりうる好事例を創出することが望まれる。本業務はグランドデザインの実現に向けたデジタル技術活用の取組みを幅広く実施し、DXを目指す他の主体に参考となる事例を蓄積し、情報提供を行うことでDX機運を高めることを目的とし、①デジタル技術を用いた課題解決の取組みの実施及び、②実施結果について分析した報告書作成の2点を業務委託するものである。

3 委託業務の概要

(1) 内容

別紙「『くまもとDXグランドデザイン』ビジョン実現の方向性に資する実証事業委託業務仕様書」のとおり

(2) 委託期間

契約締結日から令和5年（2023年）3月24日（金）

(3) 委託限度額

5,000千円（消費税及び地方消費税を含む）/件

(4) 予定実施件数

3件

(5) 対象経費

本事業で負担する経費は、業務の実施に必要となるソフトウェアライセンス、機器導入費、人件費、旅費、資料作成費、知的財産権の利用に関わる経費等、一切の経費を含む。

※以下に該当するものは経費として認めない

①採択の前に発注、契約、申し込み等をした費用

②その他事業目的にそぐわないと判断されるもの

(6) 提案グループ、受託者

本事業に企画提案できるのは以下の条件を満たすグループ【提案グループ】とし、委託契約は当該グループの代表事業者【受託者】と締結する。提案グループについては、以下の要件を満たすこと。

- ・“課題を解決する企業・団体等”と“課題を提供する企業・団体等”からなるグループであること
- ・「くまもとDX推進コンソーシアム」の2以上の参加企業・団体等からなるグループ

であること

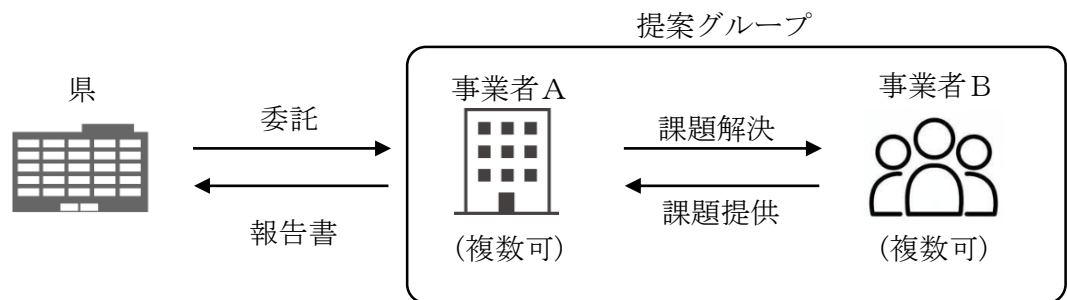
- ・提案グループ内に最低1は熊本県内に本社・支社などの活動拠点を持つ企業・団体等を含むこと

【イメージ】

事業者A・・・DXに資する知見・ソリューションを持つもの。複数事業者による共同での実施も可能。

事業者B・・・解決すべき課題を有し、事業者Aによる施策を実施されるもの。複数主体による実証も可能。

※事業者A、Bいずれかが本業務委託の契約者



4 担当部局

〒862-8570

熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

熊本県 企画振興部 デジタル戦略局 デジタル戦略推進課 戦略推進班

電話：096-333-2469

FAX：096-381-8211

メール：dejisuishin@pref.kumamoto.lg.jp

5 参加資格

参加者（提案グループに属する企業・団体等を含む）は次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更正計画認可の許可を受けていること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から再生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とした団体ではないこと。

6 応募手続き

(1) 質問及び回答

① 質問方法

質問書【別紙様式1】により電子メールで提出すること。

② 提出期限

令和4年(2022年)6月21日(火)17時(必着)まで

③ 提出先

「4 担当部局」に同じ

④ 質問書への回答

令和4年(2022年)6月24日(金)までに、参加申込者全員に対して電子メールで回答を送付する。

(2) 参加表明書等の提出

① 提出書類

参加表明書及び会社概要【別紙様式2、3】を電子メールで提出すること。

② 提出期限

令和4年(2022年)7月1日(金)17時(必着)まで

③ 提出先

「4 担当部局」に同じ

④ 参加資格の決定及び通知

参加資格の確認については、参加申込書等の提出期限日をもって行うものとし、結果(参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。)については、書面(紙面もしくは電子データ)で通知する。なお、参加資格を認めた者であっても、当該確認後に参加資格を満たさないことが明らかになったときは、当該参加資格を取り消すものとする。

(3) 企画提案書の提出

① 提出書類

ア 企画提案書

「⑤企画提案内容」について記載したもの。提案書の形式等は以下のとおり。

(ア) 用紙の大きさは、原則、日本工業規格A4判とし、10ページ以内(表紙、積算書、カタログは除く)で、日本語、横書き、フォントサイズ10.5ポイント以上で記載すること。

(イ) 企画提案書全体を1冊にまとめて提出すること。なお、A3判用紙1枚はA4判用紙2枚として換算する。

(ウ) 企画提案書表紙に「件名」、「社名」、「所在地」、「代表者名」、「担当者名」及び「連絡先(電話番号/メールアドレス)」を記載すること。

イ 積算書(任意様式)

(ア) 金額は日本円にて消費税込で表記すること。

(イ) 内訳を詳細(人件費、サービス利用料、ソフトウェアライセンス、物品購入費、資料作成費等)に記載すること。

(ウ) 企画提案書の最終ページに添付すること。

② 提出先

「4 担当部局」に同じ

③ 提出期限

令和4年（2022年）7月7日（木）17時（必着）まで

④ 提出方法

電子データでの提出とする。

⑤ 企画提案内容

以下のポイントについて具体的に記述すること

（ア） 実証事業の内容について

- ・事業全体の概念図（グループ内の企業の関係等含む）
- ・課題を提供する団体の状況
- ・解決すべき課題
- ・課題を解決することによる社会的意義（7つの方向性から見た意義）
- ・課題解決の具体的な実施方法
- ・期待される具体的な効果
- ・課題解決側の団体が複数の場合の役割分担
- ・スケジュール
- ・経費見積

（イ） 事業効果の計測方法、数値目標等について

- ・数値目標および計測方法
- ・実証結果が他の企業・団体の参考となりうる可能性とその理由
- ・事業実施上の課題

（ウ） 課題解決側の実施体制・問い合わせ窓口について

- ・実施体制（役職・技能・実績等）について
- ・営業日、時間、電話番号、メールアドレス等問合せ受付体制について

⑥ その他

ア 提出できる提案は、1グループにつき1件までとする。

7 受託候補事業の選定方法

（1）選定方法

グループによる企画コンペ方式とする。庁内に設置する審査会において参加者から提出された企画提案書を審査する。審査会が『（別紙）評価項目』に基づき評価した結果、合計点が120点を上回った提案を受託事業候補とし、合計点上位から3件程度（各提案の予算額により変動）を採択する。なお応募が1グループでも審査を行うが、合計点がこの選定基準点を下回った場合は受託候補事業とならない。

（2）結果通知

審査結果は、グループの代表者に書面（紙面もしくは電子データ）で通知する。

8 契約先の相手方の決定

受託候補事業提案グループの代表（受託候補者）と委託上限額の範囲内で契約を締結する。
なお、契約内容については、仕様書及び企画提案書等に基づき、受託候補者と協議を行い、最終的な業務内容をまとめたうえで契約を締結する。

また、当該候補者として選定された者と協議が整わない場合は、次点の提案者として評価した参加者と協議のうえ、契約を締結する場合がある。

9 契約保証金

受託者は、契約締結に際し、熊本県会計規則第77条の規定により契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、同規則第78条の規定に該当する場合は、契約保証金を免除する。

10 その他留意事項

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提出書類等に関する事項

- ① 提案に要する費用は、全て提案者（グループ）の負担とする。
- ② 企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできない。また、提出された企画提案書等は返却しない。
- ③ 提出された企画提案書等については、庁内でコピーし、共有する場合がある。ただし提案者に無断で熊本県以外の第三者に配布することはしない。
- ④ 提出期限までに参加申込書等又は企画提案書等を提出しなかった場合は、参加者として認められないものとする。
- ⑤ 参加申込書等及び企画提案書等の作成・提出及び提案に係る一切の費用は参加者の負担とする。
- ⑥ 提出された参加申込書等及び企画提案書等は、添付書類も含め参加者に返却しないものとする。
- ⑦ 参加申込書等及び企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合、県は、当該参加申込書等及び企画提案書等を無効とし、参加の取り消し、落札決定の取り消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置を取ることができるものとする。
- ⑧ 参加表明手続きを行った後、都合により参加を辞退することになった場合は、参加辞退届【別紙様式4】を提出すること。

(3) 県は受託候補者の決定後、契約締結までの間に、参加者（提案グループに属する企業・団体等を含む）が「5 参加資格」に規定する参加要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

11 スケジュール（予定）

内容	日程・期限
(1) 公募開始	令和4年6月16日（木）
(2) 質問書の提出期限	令和4年6月21日（火）17時00分 必着
(3) 質問書の回答期限	令和4年6月24日（金）

(4) 参加表明書提出期限	令和4年7月 1日(金) 17時00分 必着
(5) 企画提案書提出期限	令和4年7月 7日(木) 17時00分 必着
(6) 書面審査	令和4年7月13日(水)
(7) 選定結果通知	審査後1週間以内を予定

(別紙) 評価項目

No	項目	内容	配点
1	ビジョン実現の方向性	・事業内容がくまもとDXブランドデザインのビジョン実現の方向性に合致するものか	可・否
2	実施事業の具体的内容	・実施内容が各種課題解決に資するか	120
(1)	課題認識の明確性	・課題の着眼点に優れ、課題設定・抽出根拠が合理的であるか、またビジョン実現の方向性への合致度合いが高いか	
(2)	課題解決策の有効性	・課題解決に十分に有効である内容が設計されているか ・実施策は創意工夫があり、課題を有する主体が継続的に利益を享受できるものであるか ・解決策の新規性・独創性はあるか	
(3)	共創レベル	・産学官／公共私、他業種での共創であるか ・複数事業者・サービス・データなどが横断的に活用されているか	
(4)	効果測定方法	・事業効果の測定方法が明確かつ合理的か	
3	影響度、横展開のしやすさ	・課題解決による県民への波及効果が大きい ・他事業者/主体へ横展開が容易/有益であるか	40
4	見積	・提示された積算書は適正であり費用対効果が高いか	20
5	実施体制	・提案内容を実現するための体制が整えられており、関係者間の役割分担が明確であるか ・実施スケジュールが現実的であるか	20
	計	—	200